

平成 24 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（厚生労働省）

制 度 名	改正介護保険制度の施行に伴う税制上の所要の措置				
税 目	所得税、法人税、登録免許税、消費税、地価税その他の関連する税目				
要 望 の 内 容	<p>○高齢化の進展により、重度者や認知症高齢者、独居老人が増加する中で、介護が必要になっても、可能な限り住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、医療、介護、予防、生活支援、住まいを包括的かつ継続的に提供する「地域包括ケアシステム」の構築が必要である。また、将来にわたって良質な介護サービスを提供するため、介護人材の確保や介護保険財政の基盤整備等が課題とされている。</p> <p>○定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の新たなサービス類型の創設、保険料率の増加の抑制のための財政安定化基金の取崩し、介護福祉士等による喀痰吸引、介護療養型医療施設の廃止の延長等の実施等の措置を講ずる「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が平成 23 年通常国会において成立した。</p> <p>○この法律改正に伴う、税制上の所要の措置を講ずる。</p> <p>（要望内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな介護サービスの導入に係る非課税措置（所得税、法人税、消費税、登録免許税、地価税）</li> <li>・介護予防・日常生活支援総合事業の創設に係る非課税措置（消費税）。</li> <li>・介護福祉士等による喀痰吸引等の実施に係る非課税措置（所得税）。</li> <li>・介護療養型医療施設の廃止の延長に係る所要の措置（所得税）</li> </ul> <table border="1" data-bbox="874 1010 1489 1104"> <tr> <td data-bbox="874 1010 1222 1104">平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）</td> <td data-bbox="1222 1010 1489 1104">－ 百万円 （－ 百万円）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	－ 百万円 （－ 百万円）
平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	－ 百万円 （－ 百万円）				
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>介護が必要になっても、住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、医療、介護、予防、生活支援、住まいを包括的に継続的に提供する「地域包括ケアシステム」の実現を目指す。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>介護保険制度の改正において生じる税制上の取扱いの差異をなくすことが必要である。</p>				

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">         今回の要望に関する事項       </p>	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">         合理性       </p>	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅳ 地域で安心して健康に長寿を迎えられる社会を実現する 施策大目標5 医療・介護一体改革の道筋をつけ、介護保険を適切に運用し、高齢者が生きがいを持ち、安心して暮らせる社会を作る 5-1 医療・介護一体改革の推進、介護保険制度の適切な運営等を通じて、介護を必要とする高齢者を支援する
		政策の達成目標	—
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—	
	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">         有効性       </p>	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	介護保険制度改正に伴う税制上の所要の措置により、介護保険制度の適切な運営を図るとともに、質・量両面にわたり、介護サービス基盤の整備を図る。
	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">         相当性       </p>	当該要望項目以外の税制上の支援措置	介護保険給付の対象となる社会福祉事業の用に供する固定資産に係る所得税、都市計画税非課税措置 居宅サービス等の消費税非課税措置 等
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
要望の措置の妥当性		介護保険制度の改正による税制上の所要の措置を講ずることは、被保険者やその家族、介護保険サービス事業者の税負担の均衡を図る観点からも必要であり、本要望の措置は妥当であると考えられる。また、税制上の措置を講ずることで、国民の保健医療の向上及び福祉の増進を実現することができる。	

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">           これまでの租税特別措置の適用実績と            効果に関連する事項         </p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>	<p>—</p>
	<p>租税特別措置の適用による効果            (手段としての有効性)</p>	<p>—</p>
	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>—</p>
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>—</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>           平成 23 年度の税制改正要望において、介護療養型医療施設の廃止の延長に係る所要の措置の要望を除いては同様の要望を提出し、税法（印紙税）の改正が必要である介護予防・日常生活支援総合事業に係る国民健康保険団体連合会の追加業務に関する書類の非課税措置についてのみ認められたところ。            当該項目を除き、平成 24 年度税制改正要望において、再度要望することと整理された。         </p>	